

全医・病会議発第106号
令和5年8月30日

一般社団法人全国医学部長病院長会議
会員 各位

一般社団法人全国医学部長病院長会議
会長 横手 幸太郎（公印省略）
同 医学教育委員会
委員長 南學 正臣（公印省略）
同 共用試験検討委員会
委員長 佐藤 慎哉（公印省略）

共用試験の公的化に伴う「診療参加型臨床実習のための医学生の医行為水準策定」の取扱いについて(通知)

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

AJMCでは、今後の我が国の医学教育における臨床実習実施において一定の指針として平成27年12月「診療参加型臨床実習のための医学生の医行為水準策定」（以下「医行為水準策定」という。）を作成し、大学医学部・医科大学のほか関連病院などに対して周知しているところでございます。

今回、診療参加型臨床実習が重視される中、医師法に照らしその違法性を阻却するという観点から、令和5年4月1日より公的化された共用試験が施行されることに伴い、医学教育委員会および共用試験検討委員会の会議において、「医行為水準策定」の今後の取扱いについて検討いたしましたので報告いたします。

医学教育モデル・コア・カリキュラム令和4年度改訂版において、新たに「診療参加型臨床実習実施ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）が作成され、「医師養成の観点から医学生が実施する医行為の例示」（門田レポート）が示されております。各大学は門田レポートの例示を参考に独自の診療参加型臨床実習要項を作成することを推奨いたします。

また、「医行為水準策定」につきましても「ガイドライン」に患者同意の必要性の項目での記載があることなどから、引き続き必要に応じてご使用いただきたいと思います。

以上、学内及び関連病院にも周知いただきますよう、よろしくお願いいたします。

敬具

【本件担当】

一般社団法人 全国医学部長病院長会議（AJMC）
事務局長 横山 直樹
〒113-0034
東京都文京区湯島 1-3-11 お茶の水プラザビル 4F